

学童保育連合会中間事務監査

(主旨)

宗像市学童保育所の管理に係る基本協定書第 16 条第 1 項の規程に基づき、平成 18 年度から平成 21 年度の間指定管理者である宗像市学童保育連合会の事務処理に関して調査及び指導を行うもの。

主な調査内容としては、平成 21 年 4 月に担当課が指摘した部分について連合会より提案された改善方法に関し、確認を行うもの。

(調査・指導項目)

- ① 通帳と支出簿の確認
- ② 現金の日計表の確認
- ③ 小口現金の取り扱い方法の確認
- ④ 補助指導員・学生バイトの領収書の確認
- ⑤ 指導員の勤務台帳の確認
- ⑥ 複式簿記による管理状況の確認
- ⑦ 9 月末時点での各項目の決算見込み

(実施方法)

日時 第 1 回：平成 21 年 11 月 18 日 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分

第 2 回：平成 21 年 12 月 18 日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

場所 河東西小学校学童保育所内連合会事務所

方法 上記の調査・指導項目に基づき帳簿等の調査を行うもの

調査期間 平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 9 月 30 日

【指摘事項】

総会以降の経理処理については、税理士と契約しており（田辺久雄税理士事務所）問題点は見受けられなかった。

ただし、現金支払いの部分については、領収書の整備がなされていない部分があり、今後は事務処理において十分注意を払うよう指導を行った。

問題点

- ① 4月の臨時指導員1人分の領収書が整備されていない
- ② 9月の臨時指導員1人分の領収書が整備されていない。
- ③ 臨時指導員の領収書の金額が源泉徴収を行った以後のものであった。
- ④ 4月に報告を受けた平成20年度繰越金との差額に差異が見られた。

指導点

- ① ②該当者から領収書を徴収し、書類を整備するよう指導した。
- ③ 領収書の徴収方法及び考え方について、統一的な方針を持つよう指導した。
- ④ 精査し、決算書の繰越額との相違点を説明できるよう書類を整えたいえ再度提出するよう指示した。

その他

- ※ 平成21年度繰越金の取り扱いについて、連合会としての方針を協議しておくよう指示を行った。
- ※ 現金による利用料金の収納関係については、12月18日に再度調査を行うこととした。

【改善結果】

①②12月18日に再度調査を行い、領収書が整備されていることを確認した。
科目更生が終了していることを確認した。

③個人に現金支払いをおこなう場合には、総支給額と支払い額、源泉徴収額を明記した明細書を配布し、領収印が押し印してあるものについては「受領書」として取り扱うことに決定したことを確認した。

④総会で明記されている繰越額との差額については、4月に11,989,910円から180,612円増加し12,170,522円が正しい繰越額である旨報告を受けていたが、実際には購入年度を平成20年度中としていたが平成21年度中での購入であることが判明したものが判明したため（色画用紙）、総会資料の繰越額よりも46,902円減額した11,943,008円であった旨報告を受けた。総会資料とは金額が異なることになるので、利用者にもその旨説明するよう指導した。差額については、予備雑費において調整するよう提案した。